

○文部科学省令第四号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

文部科学大臣 馳 浩

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

「第五章 中学校（第六十九条―第七十九条

第五章の二 義務教育学校並びに中学校併

第一節 義務教育学校（第七十九条の二

第二節 中学校併設型小学校及び小学校

目次中「第五章 中学校（第六十九条―第七十九条）」を

設型小学校及び小学校併設型中学校

―第七十九条の八―

に改め、「の教育課程及び入学」を削る。

併設型中学校（第七十九条の九―第七十九条の十二）

第三条及び第七条中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十四条中「又は中学校」を、「中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十六条第三項中「除く。」の下に「義務教育学校」を加える。

第三十条第一項第三号イ中「又は中学校（併設型中学校を除く。）」を、「中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校」に改め、同号ロ中「手続き」を「手続」に、「又は中学校（併設型中学校を除く。）」を「中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三十二条第一項及び第三十三条中「又は中学校」を、「中学校又は義務教育学校」に改める。

第五十一条中「小学校」の下に「（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九

条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。」を加える。

第五十二条の次に次の三条を加える。

第五十二条の二 小学校（第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する小学校（以下「中学校連携型小学校」という。）は、第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第五十二条の三 中学校連携型小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

第五十二条の四 中学校連携型小学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十一条」の下に「（中学校連携型小学校にあつては

第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項」を加える。

第五十六条の三中「他の小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

第七十三条中「併設型中学校及び」を「併設型中学校、第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校、」に改め、「連携型中学校」の下に「及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校」を加える。

第七十四条の次に次の三条を加える。

第七十四条の二 中学校（併設型中学校、第七十五条第二項に規定する連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校を除く。）においては、小学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該小学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「小学校連携型中学校」という。）は、中学校連携型小学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十四条の三 小学校連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十四条の四 小学校連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十五条第一項中「併設型中学校」の下に「、小学校連携型中学校及び第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校」を加える。

第七十九条中「第五十一条」の下に「（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」を、「第七十七条」の下に「、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項」を、「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を、「他の中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第一節 義務教育学校

第七十九条の二 義務教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、小学校設置基準の規定を準用する。

2 義務教育学校の後期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条の四 義務教育学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、八学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第七十九条の五 次条第一項において準用する第五十条第一項に規定する義務教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに

各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の二に定める授業時数を標準とする。

2 次条第二項において準用する第七十二条に規定する義務教育学校の後期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二の三に定める授業時数を標準とする。

第七十九条の六 義務教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条、第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第五十五条から第五十六条の三までの規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第一項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七

十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項並びに第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項及び第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 義務教育学校の後期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校）にあっては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第二項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校）にあっては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「

第七十九条の五第二項並びに第七十九条の六第二項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第七十九条の七 義務教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十九条の八 第四十三条から第四十九条まで、第五十三条、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の規定は、義務教育学校に準用する。

第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第七十九条の九 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校（以下「中学校併設型小学校」と

いう。)及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

第七十九条の十 中学校併設型小学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 小学校併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十九条の十一 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第七十九条の十二 第七十九条の五第一項の規定は中学校併設型小学校に、同条第二項の規定は小学校併設型中学校に準用する。

第八十条第一項中「第五十一条」の下に「(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の

五第一項)」を、「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を、「他の中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

第七章第二節の節名を次のように改める。

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校

第三百三十二条の四中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三百三十六条中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第三百三十八条及び第四百十条中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に、「第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条まで」を「(第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。)、第五十一条、第五十二条(第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三、第七十二条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十三条、第七十四条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五(第七十九条の十二において準用する場合を含む。))及び第百七条(第百七条において準用する場合を含む。))」に改める。

第四百四十一条中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

別表第一備考第三号中「別表第二」の下に「から別表第二の三まで」を加える。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第二の二（第五十二条の三、第七十九条の五第一項、第七十九条の十二関係）

各教科の授業時数	区 分						
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作
	三〇六		一三六		一〇二	六八	六八
	三一五		一七五		一〇五	七〇	七〇
	二四五	七〇	一七五	九〇		六〇	六〇
	二四五	九〇	一七五	一〇五		六〇	六〇
	一七五	一〇〇	一七五	一〇五		五〇	五〇
	一七五	一〇五	一七五	一〇五		五〇	五〇

	道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数	体育	家庭
	三四	/	/	三四	八五〇	一〇二	/
	三五	/	/	三五	九一〇	一〇五	/
	三五	/	七〇	三五	九四五	一〇五	/
	三五	/	七〇	三五	九八〇	一〇五	/
	三五	三五	七〇	三五	九八〇	九〇	六〇
	三五	三五	七〇	三五	九八〇	九〇	五五

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型

中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために特に必要な教科等（別表第二の三において「小中一貫教科等」という。）の授業時数に充てることができる。

別表第二の三（第七十四条の三、第七十九条の五第二項、第七十九条の十二関係）

各教科の授業時数	区 分									
	外国語	技術・家庭	保健体育	美術	音楽	理科	数学	社会	国語	
	一四〇	七〇	一〇五	四五	四五	一〇五	一四〇	一〇五	一四〇	第七学年
	一四〇	七〇	一〇五	三五	三五	一四〇	一〇五	一〇五	一四〇	第八学年
	一四〇	三五	一〇五	三五	三五	一四〇	一四〇	一四〇	一〇五	第九学年

道徳の授業時数	三五	三五	三五
総合的な学習の時間の授業時数	五〇	七〇	七〇
特別活動の授業時数	三五	三五	三五
総授業時数	一〇一五	一〇一五	一〇一五

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第七十九条の六第二項において準用する場合を含む。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

三 各学年においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより小中一貫教科等の授業時数に充てることができる。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号

）の一部を次のように改正する。

部を次のように改正する。

別表第一中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

別表第十及び別表第十五中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（学校保健安全法施行規則の一部改正）

第五条 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

第二十五条第一項及び第二項、第二十七条並びに付録中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（へき地教育振興法施行規則の一部改正）

第六条 へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第七条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十条第一項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

(就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正)

第七条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「を卒業した者及び」を「及び義務教育学校を卒業した者並びに」に改める。

(教科用図書検定規則の一部改正)

第八条 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第九条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正)

第十条 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項の表中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

第四条第二項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同項の表中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第十一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条」の下に「、第五十二条の三」を、「第七十三条」の下に「、第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の五」を加え、「別表第二」を「から別表第二の三まで」に改める。

附則第一項第一号中「第五十一条」の下に「、第五十二条の三、第七十九条の五第一項」を加え、「及び別表第一」を「、別表第一及び別表第二の二」に改め、同項第二号中「第七十三条」の下に「、第七十条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の五第二項」を、「別表第二」の下に「、別表第二の三」を加える。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。